山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書の公告

奈良県環境影響評価条例（平成10年奈良県条例第11号）第４条の３の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）及びこれを要約した書類（以下「配慮書要約書」という。）を作成しましたので、同条例第４条の５の規定に基づき、以下のとおり公告します。

平成28年12月16日

奈良県天理市川原城町605番地
天理市長　並河　健

1．都市計画決定権者の名称
名称　天理市

2．都市計画配慮書対象事業の名称、種類及び規模
名称　山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設
種類　廃棄物焼却施設の設置の事業
規模　処理能力　日当たり最大340トン
（時間当たり14.2トン）

3．都市計画配慮書対象事業実施想定区域
奈良県天理市岩屋町459番２外２筆
奈良県天理市櫟本町3235番１外46筆

4．都市計画配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
奈良県天理市、奈良市、大和郡山市

5．配慮書及び配慮書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課、奈良市保健所保健・環境検査課、大和郡山市産業振興部環境政策課、天理市環境経済部環境政策課、天理市建設部まちづくり計画課、山辺・県北西部広域環境衛生組合事務局
平成28年12月16日（金）から
平成29年１月16日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から１月３日を除く）
午前９時から午後５時まで
縦覧期間中は、下記のウェブサイトにて本配慮書及び配慮書要約書をご覧いただけます。
http://www.city.tenri.nara.jp

6．意見書の提出
配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、都市計画決定権者に対し、下記の記載事項を記入した書面による意見書の提出により、これを述べることができます。
(1)　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
(2)　意見書の提出の対象である配慮書に記載された都市計画配慮書対象事業の名称
(3)　配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由
その他の必要事項
用紙規格　日本工業規格Ａ列４番とする。
提出方法　郵便または持参による。

7．意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限　平成29年１月31日（火）必着
提出先　〒632―8555
奈良県天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課宛

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年十一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十二月十六日
宮城県栗原市築館字上高森四九番地四
株式会社高森農園
代表清算人　菊地　健太

解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十二月十六日
茨城県石岡市三村六一〇〇番地の一
有限会社石岡電設
清算人　藤崎　泰男

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十二月十六日
千葉市花見川区横戸町一一三四番地一
ハラジー・エム・ジー株式会社
代表清算人　原　由紀子

解散公告

当社は、平成二十八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十二月十六日
千葉市稲毛区園生町六〇〇番地三
株式会社創研社
代表清算人　高橋　義道

解散公告

当法人は、平成二十八年十一月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十二月十六日
千葉県山武郡横芝光町横芝五二五番地二
ＮＰＯ法人生き活き横芝光
清算人　齋藤　旭

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十二月十六日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
合同会社行徳駅前開発プロジェクト
清算人　鄭　武壽

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十二月十六日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
一般社団法人行徳駅前開発プロジェクト
代表清算人　鄭　武壽